

投資家をいう。以下同じ。)自らの選任又は
外国投資家の関係者として主務省令で定める
者の選任に係るものに限る。)

14 法第二十六条第二項第七号に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 会社の発行する社債でその募集が法第二十六条第一項各号に掲げるもののうち特定のものに対してされるものの取得。ただし、次の

委任者が当該株式に係る株主としての議決権その他の権利を行使できないこと。

る事業の全部の譲渡に係る譲受
三 会社法第二条第二十七号に規定する吸收合
併（会社が同法第七百四十九条第一項第一号
に掲げる吸收合併消滅会社となる場合に限
る。第七条第一号において同じ。）に係る議
案

法第二十六條第一項第七号に規定する金銭の貸付け（以下この条及び第七条第三号において「金銭の貸付け」という。）後における当該法人に対する金銭の貸付けの残高が一億円を下らない金額で主務省令で定める金額以下である場合 当該主務省令で定める金額

イ
銀行業を営む者又は前項第一号若しくは
第三号に掲げる者が業として行う社債の
取得

五 四
会社の解散に係る議案
前各号に掲げるものに準ずるものとして主務省令で定める議案
法第二十六条第二項第五号に規定する政令で、これらは、大の各号に掲げる同様の区分によつて、

二 本邦に主たる事務所を有する法人に対する金銭の貸付け後ににおける当該法人に対する金銭の貸付けの残高が前号の主務省令で定める金額を超える場合 当該金銭の貸付け後に

ハ 取得の日から日本の償還の日までの期間
が一年以下である社債の取得

定める率は、次の各号に掲げる同意の区分に応じ、当該各号に定める率とする。
一 会社の事業目的の実質的な変更に關し行う
　　同意　三分の一
二 前項各号に掲げる議案に係る事項に關し行
　　う同意　百分の一
法第二十六条第二項第六号に規定する政令で

ける当該法人の負債の額として主務省令で定める額の百分の五十に相当する金額から当該金銭の貸付けの残高と当該法人（会社に限る。）が発行した第十六項第一号に規定するその募集が特定のものに対しされた社債（以下この号において「社債」という。）で当

(1) (2) に定める金額以下である社債の取得
当該会社の社債の残高の金額が一億円を下らない金額で主務省令で定める金額以下である場合 当該主務省令で定める金額

定める設置又は変更は、次に掲げる事業に係る本邦における支店、工場その他の事業所（以下「支店等」といふ。）の項及び第七条第一号において「支店等」という。の設置又は本邦にある支店等の種類若

該金銭の貸付けを行つたものが所有するものの残高の合計額（当該金銭の貸付けを行つたものを第十九項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当

(2) 取得の後において所有することとなる
当該会社の社債の残高の金額が(1)の
主務省令で定める金額を超える場合 当

しくは事業目的の実質的な変更以外の当該支店等の設置又は当該実質的な変更とする。

することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第二十六条第一項第二号から第五号までに掲げるものに該当するものに限る。以下「法人等」という。）が行つた金銭の貸付けの残高と取得した社債の残高の合計額を含み、当該金銭の貸付けの金額を除

該取得の後における当該会社の負債の額として主務省令で定める額の百分の五十に相当する金額から当該社債の残高と当該社債を取得したものによる当該会社に対する金銭の貸付けの残高の合計額当該社債を取得したものを第十九項第一号

四 電氣事業法（昭和三十九年法律第百七十一
五 第七項に規定する外因障害等の事業
六 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一
七）第二条第五項に規定する一般ガス導管
事業

15
く。) を控除した金額(当該金額が零に満たない場合には、零)を定める金融機関は、次に掲げる金融機関とす
法第二十六条第二項第七号に規定する政令で

に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人等が取得した社債の残高とこれらの人間が行つた金銭の貸付け債務の合計額とを合算して、

号) 第二条第一項第八号に規定する一般送配電事業、同項第十号に規定する送電事業及び同項第十一号の二に規定する配電事業

二 信託業、保険業又は金融商品取引業を営む者
二 國際復興開発銀行及びアメリカ合衆國輸出

金銭の貸付けの残高の合計額を含み、当該取得の金額を除く。) を控除した金額(当該金額が零に満たない場合にあつては、零)

融商品取引業者であつて、同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業又は同法第二十九条第一項に規定する投資運用業を行う者の事業

三 入銀行 前二号に掲げる者のほか、業としての金銭の貸付け（商品の売買、運送、保管又は売買の媒介を業とする者がこれらの取引に付随して行うものと余ること）を主として行う者

本二 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券の取得三 上場会社等の株式への一任運用であつて、次に掲げる要件を満たすもの

八 信託業法（平成十六年法律第二百五十四号）
九 第二条第六項に規定する外国信託会社の事業
七 資金決済に関する法律（平成二十一年法律
第五十九号）第二条第二項に規定する資金移
動業

16 四 前三号に掲げる者のいずれかに準ずるものとして主務省令で定める者 法第二十六条第二項第九号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

イ 当該上場会社等の株式に投資をするために必要な権限及び議決権等行使等権限が法第二十六条第一項各号のいずれかに掲げるものに委任され、かつ、当該委任により、

五 他のものが所有する上場会社等の株式に係る議決権行使等権限の取得（次条第一項第五号及び第七条第一号において「議決権行使等権限の取得」という。）であつて、当該取得の後における当該取得をしたもの（以下この号において「権限取得者」という。）の実質保有等議決権の数及び当該権限取得者を第十九項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人等の実質保有等議決権の数を合計した純議決権数の当該上場会社等の総議決権に占める割合が百分の一以上となるもの（前二号に掲げる行為に該当する場合を除く。）

六 非居住者となる以前から引き続き直接に保有する非上場会社の議決権の行使につき代理行使する権限を委任すること（非居住者である個人人が法第二十六条第一項各号に掲げるものに委任するものであつて、次のいずれにも該当するものに限る。第七条第一号において「議決権代理行使委任」という。）

イ 受任をするものが当該非上場会社又はその役員以外のものであるもの

ロ 受任をするものが当該非上場会社の経営を実質的に支配するおそれ又は当該非上場会社の経営に重要な影響を与えるおそれのある事項として主務省令で定めるものに係る議案に係るもの

七 共同して上場会社等の実質保有等議決権を行使することにつき、当該上場会社等の実質保有等議決権を保有する他の非居住者である個人又は法人等の同意を得ること（第七条第一号において「共同議決権行使同意取得」という。）であつて、当該同意を得たもの（以下この号及び第三条の二第二項第二号において「同意取得者」という。）の実質保有等議決権の数、当該同意をしたもの（以下この号において「同意者」という。）の実質保有等議決権の数及び当該同意取得者を第十九項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるもの又は当該同意者を同項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項第一号から第十四号まで、第十七号及び第十八号に掲げるものにそれぞれ該当することとなる非居住者である個人又は法人等の実質保有等議決権の数を合計した純議決権数の当該上場会社等の総議決権に占める割合が百分の十以上となるもの

18 17. 前項第三号に規定する「株式への一任運用」
とは、投資一任契約その他の契約に基づき、他の
ものから委任を受けて株式に運用すること
(その指図をする)とを含む。」をいう。

受任」とは、他のものが直接に保有する会社の議決権の行使につき当該他のものを代理する権限を受任することであつて、次のいずれにも該当するものをいう（次条第一項第四号及び第七条第一号において同じ。）。

一 当該受任をするものが当該会社又はその役員以外のものであるもの

二 当該受任をするものが当該会社の經營を実質的に支配するおそれ又は当該会社の経営に重要な影響を与えるおそれのある事項として主務省令で定めるものに係る議案に係るもの

三 当該受任をするものが自己に議決権の行使を代理させることの勧誘を伴うもの

法第二十六条第四項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 株式取得者等（法第二十六条第二項第三号に規定する株式取得者、同項第四号に規定する議決権取得者又は同項第五号に規定する同意者をいう。以下この項において同じ。）により総議決権の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有されている法人等

二 株式取得者等及び前号に掲げる法人等により総議決権の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有されている法人等（同号に掲げるものを除く。）

三 株式取得者等が法人等である場合において当該株式取得者等の総議決権の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有している法人等（前二号に掲げるものを除く。）

四 株式取得者等が法人等である場合において、当該株式取得者等の総議決権の百分の五十未満に相当する議決権の数を直接に保有している法人等が直接に保有している当該株式取得者等の議決権の数と合算した数が当該株式取得者等の総議決権の百分の五十以上となるときにおける当該株式取得者等の総議決権の百分の五十未満に相当する議決権の数を直接に保有している法人等が直接に保有している当該株式取得者等の議決権の数と合算した数が当該株式取得者等の総議決権の百分の五十以上となるときにおける当該株式取得者等の総議決権の数を直接に保有している法人等（第一号及び第二号に掲げるものを除く。）

五 前二号に掲げる法人等の総議決権の百分の五十以上に相当する議決権の數を直接に保有している法人等（前各号に掲げるものを除く。）

の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有している法人等（前各号に掲げるものを除く。）

七 前二号に掲げる法人等により総議決権の百 分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有している法人等（前各号に掲げるものを除く。）

八 第三号に掲げる法人等により総議決権の百 分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有されている法人等（前各号に掲げるものを除く。）

九 第三号に掲げる法人等及び前号に掲げる法人等により総議決権の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有されている法人等（前各号に掲げるものを除く。）

十 株式取得者等（法人等に限る。）の役員及び前各号に掲げる法人等の役員

十一 前号に掲げる者が役員の過半数を占めている法人等（第一号から第九号までに掲げるものを除く。）

十二 株式取得者等（個人に限る。）の配偶者

十三 株式取得者等（個人に限る。）の直系血族

十四 株式取得者等が本邦の域外にある国又は地域の政府機関若しくは公共団体又はこれらに準ずるものである場合における当該国又は地域の他の政府機関若しくは公共団体又はこれらに準ずるもの（第一号から第九号まで及び第十一号に掲げるものを除く。）

十五 株式取得者等が、上場会社等の実質株式を所有する他の非居住者である個人又は法人等と共同して当該上場会社等の株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している場合における当該他の非居住者である個人又は法人等及び他のものが所有する上場会社等の株式に係る議決権等行使等権限を保有する他の非居住者である個人又は法人等と共同して当該上場会社等の株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している場合における当該他の非居住者である個人又は法人等（前各号に掲げるものを除く。）

十六 前号に掲げるものを株式取得者等とした場合に第一号から第十四号までに掲げるもの

に該当することとなる非居住者である個人又は法人等（株式取得者等及び前各号に掲げるものを除く。）

う。以下この号において同じ。)の組合員
(特定組合類似団体(同項第四号に規定する
特定組合等が行う対内直接投資等の構成員。以下同じ。)にあつてはその構成員。以下同じ。
)である場合(特定組合等が行う対内直接
投資等(法第二十六条第二項に規定する対内
直接投資等をいう。以下同じ。)に相当する
ものに伴つて当該特定組合等の組合員が株式
取得者等となる場合に限る。)における当該
特定組合等の業務執行組合員(株式取得者等
及び前各号に掲げるものを除く。)

十八 前号に掲げるものを株式取得者等とした
場合に第一号から第十五号までに掲げるもの
に該当することとなる非居住者である個人又
は法人等(株式取得者等及び前各号に掲げる
ものを除く。)

(対内直接投資等の届出及び変更勧告の送達等)
第三条 法第二十七条第一項に規定する相続、遺
贈、法人の合併その他の事情を勘案して政令で
定めるものは、次に掲げる行為に該当する対内
直接投資等とする。

一 相続又は遺贈による会社の株式若しくは持
分又は当該株式若しくは持分に係る議決権の
取得

二 非上場会社 (国の安全を損なう事態を生ず
るおそれが大きい対内直接投資等に係る業種を
として主務省令で定める業種に属する事業を
営んでいるものを除く。次号において「特定
非上場会社」という。)の株式又は持分を所
有する法人の合併により合併後存続する法人
又は新たに設立される法人が当該株式若しく
は持分又は当該株式若しくは持分に係る議決
権を取得する場合における当該取得
権を取得する場合における当該取得

四 非上場会社の株式若しくは持分又は議決権の
取得(当該取得の後における当該取得をし
たもの(以下この号において「株式等取得
者」という。)の所有等株式等(直接に所有する
法人の分割により分割後新たに設立される法
人又は事業を承継する法人が当該株式若しく
は持分又は当該株式若しくは持分に係る議決
権を取得する場合における当該取得

する非上場会社の株式の数若しくは非上場会社に出資する金額又は直接に保有する非上場会社の議決権の数と議決権代理行使受任(前条第十六項第四号イに該当するものに限る)に係る議決権の数を合計した純議決権数をいう。以下この号において同じ。)と当該株式等取得者を前条第十九項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるもに該当することとなる非居住者である個人又は法人等(以下この号において「株式取得者の密接関係者」という。)が所有する実質株式の数並びに当該株式取得者及び当該株式取得者の密接関係者がする株式への一任運用の対象とされる当該上場会社等の株式の数を合計した純株式数の当該上場会社等の発行済株式の総数に占める割合が百分の一未満であるもの。

二 法第二十六条第二項第四号に掲げる上場会社等の議決権の取得であつて、当該取得をしたもの(以下この号において「議決権取得者」という。)が、当該取得の後において保有することとなる当該上場会社等の実質保有等議決権の数及び当該議決権取得者を前条第十九項第一号に規定する株式取得者等としたものと同一の非居住者である個人又は法人等が保有する当該上場会社等の実質保有等議決権の数を合計した純議決権数の当該上場会社等の総議決権に占める割合が百分の一未満であるもの。

三 外国為替令(昭和五十五年政令第二百六十号)第十一項第一項の規定による届出は、対内直接投資等に該当するおそれがあるものとして主務省令で定める手続により、しなければならない。

四 対内直接投資等を行おうとする理由並びに前条第十六項第一号及び第三号から第七号までに掲げる対内直接投資等にあつては、これらの規定に規定する上場会社等その他の会社の子会社並びに当該会社が財務及び営業又は事業の方針の決定に對して重要な影響を与えることができる他の会社として主務省令で定めるもの(子会社を除く。)が当該主務省令で定める業種に属する事業を営んでいる場合を含む。)

五 その他主務省令で定める事項

六 法第二十七条第三項又は第六項の規定による対内直接投資等を行つてはならない期間の延長は、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便(以下「郵便等」という。)による送達又は交付送達により、その送達を受けるべきものの住所、居所又は營業所に該当延長の期間を記載した文書を送達して行う。ただし、外国投資家が居住者である代理人により当該対内直接投資等の届出をしていれる場合には、当該代理人の住所、居所又は營業所に送達するものとする。

七 法第二十七条第一項の規定による届出をしなければならない外國投資家が法第二十六条第一項第一号、第二号又は第四号に掲げるものに該当する場合(同号に掲げるものに該当する場合にあつては、特定組合類似団体に該当する場合に限る。第四項及び第六条の三第二項において同じ。)には、当該外國投資家は、居住者である代理人(第七項及び第十二項の規定により送達される文書を受取るものに限る。)により当該届出をしなければならない。

八 議決権等行使等権限(株主としての議決権以外の権利のみ行使することができる場合に該当する他の権利の行使についてのみ指図を行うことができる当該株式を取得したものによる法第二十六条第二項第三号又は第四号に掲げる行為

九 法第二十六条第二項第三号に掲げる上場会社等の株式の取得であつて、当該取得をした

八 議決権等行使等権限(株主としての議決権以外の権利のみ行使することができる場合に該当する他の権利の行使についてのみ指図を行う行為)

七 組合等が行う対内直接投資等に相当するものに伴つて行われる当該組合等の組合員の法第二十六条第二項第一号、第三号から第五号まで若しくは第七号に掲げる行為又は前条第一号、第三号から第五号まで若しくは第七号に掲げる行為又は前条第十五号から第五号まで若しくは第七号に掲げる行為

六 特定上場会社等(前条第四項に規定する特定上場会社等をいう。第四条第一項第二号において同じ。)が行う法第二十六条第二項第一号、第三号から第五号まで若しくは第七号に掲げる行為又は前条第十五号から第五号まで若しくは第七号に掲げる行為

五 株式の分割又は併合により発行される新株若しくは当該新株に係る議決権の取得、当該新株に係る株式への一任運用(前条第十七項に規定する株式への一任運用(同条第十六項第三号イに掲げる要件を満たすものに限る。)をいう。以下同じ。)又は当該新株に係る議決権行使等権限の取得

十一 法第二十六条第二項第五号に掲げる同意であつて、当該同意をするもの(以下この号において「同意者」という。)が保有する上場会社等の実質保有等議決権の数及び当該同意者を前条第十九項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人等が保有する当該上場会社等の実質保有等議決権の数を合計した純議決権数の当該上場会社等の総議決権に占める割合が百分の一未満であるもの。

十二 前各号に掲げるもののほか、主務省令で定める行為

十三 法第二十七条第一項に規定する審査が必要となる対内直接投資等に該当するおそれがあるものとして政令で定めるもののは、次の各号のいずれかに該当するもの

一 届出者の氏名、住所又は居所、国籍及び職業(法人その他の団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地、営んでいる事業の内容、資本金及び代表者の氏名)

二 対内直接投資等の金額及び実行の時期

十四 対内直接投資等を行おうとする理由並びに前条第十六項第一号及び第三号から第七号までに掲げる対内直接投資等にあつては、これらの規定に規定する上場会社等その他の会社の子会社並びに当該会社が財務及び営業又は事業の方針の決定に對して重要な影響を与えることができる他の会社として主務省令で定めるもの(子会社を除く。)が当該主務省令で定める業種に属する事業を営んでいる場合を含む。)

十五 その他主務省令で定める事項

十六 法第二十七条第三項第一号に規定する政令で定めるものは、経済協力開発機構条約(同条約第五条(a)の規定に基づき決定された資本移動の自由化に関する規約に係る部分に限る。)及び世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Bサービスの貿易に関する一般協定とする。

十七 法第二十七条第三項又は第六項の規定による対内直接投資等を行つてはならない期間の延長は、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便(以下「郵便等」という。)による送達又は交付送達により、その送達を受けるべきものの住所、居所又は營業所に該当延長の期間を記載した文書を送達して行う。ただし、外国投資家が居住者である代理人により当該対内直接投資等の届出をしていれる場合には、当該代理人の住所、居所又は營業所に送達するものとする。

十八 通常の取扱いによる郵便等によつて前項に規定する文書を送達した場合には、その郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律第二条第三項に規定する信書便物は、通常到達すべきであった時に送達があつたものと推定する。

十九 財務大臣及び事業所管大臣は、通常の取扱いによる郵便等によつて第七項に規定する文書を発送する場合には、当該文書の送達を受けるべきもの(同項ただし書の場合にあつては、代理人。次項及び第十一項において同じ。)の氏名(法人その他の団体にあつては、その名称)宛先及び当該文書の発送の年月日を確認するに足りる記録を作成しておかなければならぬ。

二十 第七項の交付送達は、当該行政機関の職員(法第六十九条第一項の規定に基づき第十一条第三号に掲げる事務に從事する日本銀行の職員を含む。)が第七項に規定する文書を送達すべき場所において、その送達を受けるべきものに当該文書を交付して行う。ただし、その送達を受けるべきものに異議がないときは、その他の場所において当該文書を交付することができる。

二十一 法第二十七条第一項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

二十二 届出者の氏名、住所又は居所、国籍及び職業(法人その他の団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地、営んでいる事業の内容、資本金及び代表者の氏名)

二十三 対内直接投資等の金額及び実行の時期

次の各号に掲げる場合には、第七項の交付送達は前項の規定による交付に代え、当該各号に定める行為により行うことができる。一 送達すべき場所において第七項に規定する文書の送達を受けるべき者に出会わない場合、その使用者その他従業者又は同居の者で当該文書の受領について相当のわきまえのあるもの（次号において「使用者等」という。）に当該文書を交付すること。

二 第七項に規定する文書の送達を受けるべき者その他使用者等が送達すべき場所にない場合又はこれらの者が正当な理由なく当該文書の受領を拒んだ場合、送達すべき場所に当該文書を差し置くこと。

三 法第二十七条第五項又は第十項の規定による勧告又は命令は、郵便等による送達又は交付送达により、その送達を受けるべきものの住所、居所又は営業所に当該勧告又は命令の内容を記載した文書を送達して行う。ただし、外国投資家が居住者である代理人により当該対内直接投資等の届出をしている場合には、当該代理人の住所、居所又は営業所に送達するものとする。

四 法第二十七条第五項又は第十項までの規定は、前項に規定する勧告又は命令の内容を記載した文書について準用する。この場合において、第八項中「前項」とあり、及び第九項中「第七項」とあるのは、「第十二項」と、第十項中「第七項」とあるのは、「第十一項」と、「第十条第三号」とあるのは、「第十条第四号又は第六号」と、第十項中「第七項」とあるのは、「次項」と読み替えるものとする。

五 前号で定める手続により、しなければならない。

（対内直接投資等の届出の特例に関する事項）

第三条の二 法第二十七条の二第一項に規定する法第二十七条第三項の規定による審査を行う必要性が高いものとして政令で定めるものは、次に掲げるもの（第三号及び第四号に掲げるものにあつては、財務大臣が国の安全等に係る対内直接投資等（同項に規定する国）の安全等に係る直接投資等をいう。以下この条において同一のものとして認めたもの（以下これを「同一のもの」とする。）に行うおそれが大きい外国投資家に該当しないものとして認めたものを除く。）とする。

一 法の規定により刑に処せられその執行を終わり、若しくは執行を受けたことがなくなつた日又は法若しくは法に基づく命令の規定

による処分に違反した日から五年を経過しないもの（次号に掲げるものを除く。）。

二 法第二十七条の二第四項又は法第二十八条の二第四項の規定による命令を受けたもの

で当該文書の受領について相当のわきまえのあるもの（次号において「使用者等」とい

う。）に当該文書を交付すること。

三 外国の政府、外国の中央銀行又は外国の政党その他の政治団体（次号及び第四条の三第一項において「外国政府等」という。）

四 法人その他の団体で、次のいずれかに該当するもの

イ 同一の国又は地域に属する外國政府等が直接に保有するその議決権の数と他の法人その他の団体を通じて間接に保有するものとして主務省令で定めるその議決権の数とを合計した議決権の数の総議決権に占める割合が百分の五十以上に相当するもの

ロ 外国政府等が会社法第八百八条第一項第八号に掲げる事項についての定めがある種類の株式又はこれに相当するものを所有しているもの（イに掲げるものを除く。）

ハ 同一の国若しくは地域に属する外國政府等又はイに掲げるものが所有する株式の数又は出資の金額の当該法人その他の団体の発行済株式の総数又は出資の金額の総額に占める割合が百分の五十以上であるもの（イ及びロに掲げるものを除く。）

二 当該法人その他の団体の役員又は役員で代表する権限を有するもののうち、同一の役員又は地城に属する外國政府等が任命し、又は指名しているものと当該外國政府等の役員又は使用者その他の従業者であるものの合計が当該法人その他の団体の役員又は役員で代表する権限を有するもののいずれかの総数の三分の一以上であるもの（イからハまでに掲げるものを除く。）

三 外國政府等が当該法人その他の団体が行う対内直接投資等又は当該対内直接投資等に係る議決権の行使について指図を行うことができる権限を有しているもの（イからニまでに掲げるものを除く。）

四 前条第二項第一号に規定する主務省令で定める業種のうち国の安全等に係る対内直接投資等に該当するおそれが大きいものに係る業種として主務省令で定める業種に係る対内直接投資等（当該対内直接投資等に係る上場会社等の他の会社の子会社並びに当該会社が

財務及び営業又は事業の方針の決定に対しても重要な影響を与えることができる他の会社と

として主務省令で定める業種に係る事業を

重要なものとして主務省令で定める業種に係る事業の継続的かつ安定的な実施を困難にする行為を行うことを目的とする割合が百分の十未満となるもの

（イに掲げるものを除く。）

五 前各号に掲げるものに準ずるものとして主務省令で定めるもの

六 法第二十七条の二第三項又は第四項の規定によると、その送達を受けるべきものとの住所、居所又は営業所に当該勧告又は命令の内容を記載した文書を送達して行う。ただし、外

国又は地城に属する外國政府等が任命し、又は指名しているものと当該外國政府等の役員又は使用者その他の従業者であるもの

の合計が当該法人その他の団体の役員又は

役員で代表する権限を有するもののいずれ

かの総数の三分の一以上であるもの（イからハまでに掲げるものを除く。）

七 外國政府等が当該法人その他の団体が行う

対内直接投資等又は当該対内直接投資等に係る議決権の行使について指図を行うこ

とができる権限を有しているもの（イから

ニまでに掲げるものを除く。）

八 同一の国若しくは地域に属する外國政府

等又はイに掲げるものが所有する株式の数

又は出資の金額の当該法人その他の団体の

発行済株式の総数又は出資の金額の総額に

占める割合が百分の五十以上であるもの

（イ及びロに掲げるものを除く。）

九 同一の国若しくは地域に属する外國政府

等又はイに掲げるものが所有する株式の数

又は出資の金額の当該法人その他の団体の

発行済株式の総数又は出資の金額の総額に

占める割合が百分の五十以上であるもの

（イ及びロに掲げるものを除く。）

十 同一の国若しくは地域に属する外國政府

等又はイに掲げるものが所有する株式の数

又は出資の金額の当該法人その他の団体の

発行済株式の総数又は出資の金額の総額に

占める割合が百分の五十以上であるもの

（イ及びロに掲げるものを除く。）

十一 同一の国若しくは地域に属する外國政府

等又はイに掲げるものが所有する株式の数

又は出資の金額の当該法人その他の団体の

発行済株式の総数又は出資の金額の総額に

占める割合が百分の五十以上であるもの

（イ及びロに掲げるものを除く。）

二 第二条第十六項第二号、第四号、第六号及び第七号（同意取得者が会社の経営を実質的に支配するおそれ又は当該会社の経営に重要な影響を与えるおそれのある事項として主務省令で定めるものに係る議案に係るものに限る。）に掲げるもの（前号に掲げるものを除く。）

三 前条第二項第一号に規定する主務省令で定める業種のうち国の安全等に係る対内直接投

資等に該当するおそれが大きいものに係る業種として主務省令で定める業種に係る対内直

接投資等（当該対内直接投資等に係る上場会

社等の他の会社の子会社並びに当該会社が

財務及び営業又は事業の方針の決定に対しても重要な影響を与えることができる他の会社と

して主務省令で定めるもの（子会社を除く。）

四 前条第二項第一号に規定する主務省令で定める業種に係る事業の継続的かつ安定的な実施を困難にする行為を行うことを目的とする割合が百分の十未満となるもの（イに掲げるものを除く。）

五 前各号に掲げるものに準ずるものとして主務省令で定めるもの

六 法第二十七条の二第三項又は第四項の規定によると、その送達を受けるべきものとの住所、居所又は営業所に当該勧告又は命令の内容を記載した文書を送達して行う。ただし、外

国又は地城に属する外國政府等が任命し、又は指名しているものと当該外國政府等の役員又は使用者その他の従業者であるもの

の合計が当該法人その他の団体の役員又は

役員で代表する権限を有するもののいずれ

かの総数の三分の一以上であるもの（イからハまでに掲げるものを除く。）

七 外國政府等が当該法人その他の団体が行う

対内直接投資等又は当該対内直接投資等に係る議決権の行使について指図を行うこ

とができる権限を有しているもの（イから

ニまでに掲げるものを除く。）

八 同一の国若しくは地域に属する外國政府

等又はイに掲げるものが所有する株式の数

又は出資の金額の当該法人その他の団体の

発行済株式の総数又は出資の金額の総額に

占める割合が百分の五十以上であるもの

（イ及びロに掲げるものを除く。）

九 同一の国若しくは地域に属する外國政府

等又はイに掲げるものが所有する株式の数

又は出資の金額の当該法人その他の団体の

発行済株式の総数又は出資の金額の総額に

占める割合が百分の五十以上であるもの

（イ及びロに掲げるものを除く。）

十 同一の国若しくは地域に属する外國政府

等又はイに掲げるものが所有する株式の数

又は出資の金額の当該法人その他の団体の

発行済株式の総数又は出資の金額の総額に

占める割合が百分の五十以上であるもの

（イ及びロに掲げるものを除く。）

十一 同一の国若しくは地域に属する外國政府

等又はイに掲げるものが所有する株式の数

又は出資の金額の当該法人その他の団体の

発行済株式の総数又は出資の金額の総額に

占める割合が百分の五十以上であるもの

（イ及びロに掲げるものを除く。）

十二 同一の国若しくは地域に属する外國政府

等又はイに掲げるものが所有する株式の数

又は出資の金額の当該法人その他の団体の

発行済株式の総数又は出資の金額の総額に

占める割合が百分の五十以上であるもの

（イ及びロに掲げるものを除く。）

十三 同一の国若しくは地域に属する外國政府

等又はイに掲げるものが所有する株式の数

又は出資の金額の当該法人その他の団体の

発行済株式の総数又は出資の金額の総額に

占める割合が百分の五十以上であるもの

（イ及びロに掲げるものを除く。）

した純株式数の当該上場会社等の発行済株式の総数に占める割合が百分の十未満とな

るもの並びに当該行為をしたものの実質保有等議決権の数及び当該行為をしたものの密接関係者の実質保有等議決権の数を合計

した純議決権の数の当該上場会社等の総議決権に占める割合が百分の十未満となるもの

（イに掲げるものを除く。）

四 前条第二項第一号に規定する主務省令で定める業種に係る事業の継続的かつ安定的な実施を困難にする行為を行うことを目的とする特定取扱いの届出及び変更勧告の送達等）

四 前条第二項第一号に規定する主務省令で定める業種に係る事業の継続的かつ安定的な実施を困難にする行為を行うことを目的とする

（イに掲げるものを除く。）

五 前各号に掲げるものに準ずるものとして主務省令で定めるもの

六 法第二十七条の二第三項又は第四項の規定によると、その送達を受けるべきものとの住所、居所又は営業所に当該勧告又は命令の内容を記載した文書を送達して行う。ただし、外

国又は地城に属する外國政府等が任命し、又は指名しているものと当該外國政府等の役員又は使用者その他の従業者であるもの

の合計が当該法人その他の団体の役員又は

役員で代表する権限を有するもののいずれ

かの総数の三分の一以上であるもの（イからハまでに掲げるものを除く。）

七 外國政府等が当該法人その他の団体が行う

対内直接投資等又は当該対内直接投資等に係る議決権の行使について指図を行うこ

とができる権限を有しているもの（イから

ニまでに掲げるものを除く。）

八 同一の国若しくは地域に属する外國政府

等又はイに掲げるものが所有する株式の数

又は出資の金額の当該法人その他の団体の

発行済株式の総数又は出資の金額の総額に

占める割合が百分の五十以上であるもの

（イ及びロに掲げるものを除く。）

九 同一の国若しくは地域に属する外國政府

等又はイに掲げるものが所有する株式の数

又は出資の金額の当該法人その他の団体の

発行済株式の総数又は出資の金額の総額に

占める割合が百分の五十以上であるもの

（イ及びロに掲げるものを除く。）

十 同一の国若しくは地域に属する外國政府

等又はイに掲げるものが所有する株式の数

又は出資の金額の当該法人その他の団体の

発行済株式の総数又は出資の金額の総額に

占める割合が百分の五十以上であるもの

（イ及びロに掲げるものを除く。）

十一 同一の国若しくは地域に属する外國政府

等又はイに掲げるものが所有する株式の数

又は出資の金額の当該法人その他の団体の

発行済株式の総数又は出資の金額の総額に

占める割合が百分の五十以上であるもの

（イ及びロに掲げるものを除く。）

十二 同一の国若しくは地域に属する外國政府

等又はイに掲げるものが所有する株式の数

又は出資の金額の当該法人その他の団体の

発行済株式の総数又は出資の金額の総額に

占める割合が百分の五十以上であるもの

（イ及びロに掲げるものを除く。）

十三 同一の国若しくは地域に属する外國政府

等又はイに掲げるものが所有する株式の数

又は出資の金額の当該法人その他の団体の

発行済株式の総数又は出資の金額の総額に

占める割合が百分の五十以上であるもの

（イ及びロに掲げるものを除く。）

七条第十三項、第二十七条の二第六項、第二十八条第八項、第二十八条の二第六項、第五十五条の五第二項及び第七十条第一項第二十二号から第二十六号までの規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して三十日を経過した日以後に新法第二十六条第一項第四号に規定する特定組合等（次項において「特定組合等」という。）が行う新法第二十七条第一項に規定する対内直接投資等（以下「対内直接投資等」という。）に相当するもの（以下「対内直接投資等に相当するもの」という。）又は新法第二十八条第一項に規定する特定取得（以下「特定取得」という。）に相当するもの（以下「特定取得に相当するもの」という。）に相当するもの又は特定取得に相当するもの（以下「特定取得に相当するもの」という。）に相当するもの（以下「特定取得に相当するもの」という。）に相当するもの又は特定取得に相当するものについては、なお従前の例による。

2

特定期間等の組合員（新法第二十六条第一項第四号に規定する特定組合類似団体にあってはその構成員）により施行日前に改正法の規定による改正前の外國為替及び外國貿易法第二十七条第一項又は第二十八条第一項の規定による届出（当該特定組合等が行おうとする対内直接投資等に相当するもの又は特定取得に相当するものに係るものに限る。）がされた場合であつて、施行日から起算して三十日を経過した日以後に当該特定組合等が当該届出に係る対内直接投資等に相当するもの又は特定取得に相当するものを行おうとするときは、新法第二十七条第一項又は第二十八条第一項の規定による届出を要しない。

3

新法第五十五条の五第一項の規定は、施行日以後に行う特定取得について適用し、施行日前に行つた特定取得については、なお従前の例による。

4

第一条の規定による改正後の対内直接投資等に関する政令（次条において「新令」という。）第二条第一項の規定は、施行日から起算して三十日を経過した日以後に對内直接投資等又は特定取得が行われる場合について適用し、同日前に對内直接投資等又は特定取得が行われる場合は、なお従前の例による。

5

新令第二条第十六項第一号、第三号から第五号まで及び第七号並びに第三条第一項第四号から第十一号までの規定は、施行日から起算して三十日を経過した日以後に行う対内直接投資等又は対内直接投資等に相当するものについて

（罰則に関する経過措置）

第六条 この政令の施行前にした行為及び附則第二条から前条までの規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（施行期日）
1 この政令は、令和四年四月一日から施行する。

（号）抄 則（令和四年二月二日政令第三七号）

て、新令第四条第一項第二号及び第四号の規定は、同日以後に行う特定取得又は特定取得に相当するものについて、それぞれ適用し、同日前に行つた対内直接投資等若しくは対内直接投資等に相当するもの又は特定取得若しくは特定取得に相当するものについては、なお従前の例によることとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。